

広島県健康福祉センター等設備機器運転管理業務委託契約書

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「甲」という）と、
（以下「乙」という）は、次のとおり委託契約を締結した。

第1条 甲は、広島県健康福祉センタービル及び保健環境センタービル(以下「センター」という)の保守管理の業務を乙へ委託し、乙はこれを受託した。

第2条 前条の規定により、甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という）の範囲は、別紙「広島県健康福祉センター等設備機器運転管理業務委託仕様書」（以下「管理業務委託仕様書」という。）によるものとする。

第3条 委託期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構契約規程第4条の規定に基づく長期継続契約）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料の総額として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）を乙に支払うものとする。

ただし、各会計年度における金額は次のとおりとする。

令和3年度 金 円（月額 円（消費税及び地方消費税含む））

令和4年度 金 円（月額 円（消費税及び地方消費税含む））

令和5年度 金 円（月額 円（消費税及び地方消費税含む））

令和6年度 金 円（月額 円（消費税及び地方消費税含む））

令和7年度 金 円（月額 円（消費税及び地方消費税含む））

なお、契約締結日以降税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

2 乙は、毎月甲に対して、前月中に完了した委託業務に係る委託料を書面で請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。

第5条 乙は原則として、毎日委託業務の実施後、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の検査により「管理業務委託仕様書」に示すとおり委託業務が実施されていない場合、又は、委託業務に不備があるときは、その手直しを命ずることが出来る。

これに要する経費は乙の負担とする。

第6条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を、何人にも譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、甲が承認した場合は除く。

2 乙は業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請負わせることについて、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 個人情報等の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

第8条 委託業務に要する経費のうち、電力、ガス及び給水に係る経費は甲が負担するものとし、その他の経費は乙の負担とする。

2 乙は、電力、ガス及び給水を伴う業務については、効率的に実施するものとする。

第9条 甲は、業務委託に従事する者のため必要な場所等は無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により使用する場所を細心の注意を持って管理しなければならない。

3 乙は、この契約が満了したとき、又は解除されたときは、第1項の規定により使用した場所等を甲の指示どおり原状に回復するとともに、使用物件を甲に返還するものとする。ただし、甲が原状回復等の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第10条 委託業務を実施するに当たって発生した人的、物的損害については、それが甲の責めに帰する事由の場合のほかは、すべて乙の負担とする。

乙が第三者に損害を与えた場合も同様とする。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約に着手しないとき又はこの契約期間中に委託業務を継続する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行について不正な行為があったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。
- (4) この契約締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。
- (5) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 前号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (10) 本契約の契約開始日が属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合とき。

第12条 本契約の締結に要する費用は甲及び乙それぞれの負担とする。

第13条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。この場合において、協議が整わないときは、甲が決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和3年 月 日

甲 広島市南区皆実町一丁目6番29号
公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構
会 長 松 浦 雄 一 郎

乙

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、委託業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの業務が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第9 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

(損害賠償)

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。